

環境マネジメントシステム エコアクション21への取り組み

森 淳子* 荒木昌彦* 西村 昇* 赤木 聡*

はじめに

長崎県は本庁舎を対象に平成14年にISO14001の認証を受けた。平成21年度からは独自の環境マネジメントに移行し、オフィス活動として、本庁と全地方機関を対象に、日常活動点検など各所属における取組結果を四半期ごとに報告することを義務付けている。庁舎管理（法的その他要求事項）については平成22年1月以降全庁に適用の予定とされている。

我々の組織は、平成19年3月まで長崎市において衛生公害研究所として事業を行っていたが、平成19年4月、大村市に環境保健研究センター（以下「当センター」という）として新築移転した。

センター運営の理念には「環境の保全、食の安全・安心、健康の維持に関して、県民生活の質の向上に繋がる研究を行い、県民により身近で、民間や大学等の研究機関と連携した、開かれた研究所を目指す」と謳っている。当センターが行っている研究、試験、情報発信、教育等の活動は地域の環境負荷削減に貢献することも目的としており、外部機関や県民との距離を縮めるためには、その点をアピールし、同時に外部からの意見、提案を受け入れ、コミュニケーションを図ることが欠かせない。

さらに、各種化学物質、毒物劇物、危険物、高圧ガス等を取り扱う機関であることから、新庁舎におけるそれらに関連する法規の遵守状況の確認や事故発生に備えた体制整備と訓練等に早急に取り組む必要があった。

エコアクション21認証・登録制度は、概ね1000

人以下の規模の中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ちながら行動し、その結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。遵法、教育・訓練およびコミュニケーション等を含む12の要求事項に取り組み審査を受けることで、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター¹⁾から認証を受ける。

ISO14001のように国際取引には対応していないが、費用が格段に安いこと、取り組みに必要な情報がすべてホームページ上に公開されていること、県内に地域事務局や審査人が存在することなど中小企業でも手軽に取り組み、運用できるシステムである。当センターには臨時職員を含め46名が勤務している。県内企業の大部分は数名～数十名の中小企業であることから、環境負荷削減に努め、環境管理を適正に行っている事業所のモデルとして率先して取り組む意義も大きいと考えた。

当センターは平成20年4月にエコアクション21への取り組みを決定し、エコアクション21地方公共団体向けマニュアル試行版及びエコアクション21大学等（教育・研究機関）向けマニュアル試行版に従った取り組みを行い、平成21年3月13日、エコアクション21の認証・登録を受けた。ここでは取り組みの決定から認証・登録、そして現時点に至る取り組みについて概要を紹介する。

*長崎県環境保健研究センター

I 計画

1 環境方針の作成

環境保健研究センター運営計画（平成 19～22 年度）の実現と併せ、自ら率先して環境に配慮する行動を継続的に実施していくため、下記に示すように、4つの環境方針を定めた。当センター運営計画に定める研究、試験検査、情報の収集発信、環境教育を推進することは、そのまま地域の環境保全に資することから、①項と、②項に定めた。③項は環境関連法規の遵守について、記述している。長崎県庁は第二次長崎県温暖化対策実行計画のなかで全庁的にオフィス活動に取り組んでいる。エコアクション 21 における日常活動は、オフィス活動を元に取り組むこととし④項を定めた。

2 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価

エコアクション 21 への取り組みにあたり、表 1 に示す項目について、当センターの環境負荷を把握した。

表 1 に、当センターにおける平成 19 年度と 20 年度の環境負荷量を示した。

平成 19 年度の総エネルギー投入量のうち、97.8% が購入電力であり、当センターの温室効果ガス年間排出量 463t のほとんどを占めた。化石燃料は公用

エコアクション 21 環境方針

長崎県環境保健研究センターは、平成 19 年 4 月、「環境の保全、食の安全・安心、健康の維持に関して、県民生活の質の向上に繋がる研究を行い、県民により身近で、民間や大学等の研究機関と連携した、開かれた研究所を目指す」との基本理念に立ち、大村市に新築移転しました。

この理念に基づく 3 つの基本方針、また運営計画（平成 19～22 年度）を策定しましたが、これらの実現と併せ、自ら率先して環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。

- ①運営計画に定めた下記の目標を目指して研究及び試験検査を実施します。
 1. 循環型地域社会づくり
 2. 閉鎖性水域の環境浄化・水辺環境づくり
 3. 豊かで健全な環境の確保
- ②運営計画に基づき、情報の収集、発信と環境教育を充実させます。
- ③自らの活動について環境関連法規等を遵守し、継続的改善及び環境汚染の予防に努めます。
- ④県庁エコオフィスプラン（第二次長崎県温暖化対策実行計画）を含め、自らの活動に係る環境負荷削減目標を定め、定期的な見直しを行います。

平成 20 年 9 月 2 日
長崎県環境保健研究センター
所長 仁位 敏明

表 1 環境保健研究センターの環境負荷 【 】はエコアクション 21 における必須 4 項目

項 目		単 位	19 年度	20 年度	19 年度との差	19 年度に対する増減割合
総エネルギー投入量	購入電力	MJ	8,152,090.0	9,562,616.0	1,410,526.0	17%
	化石燃料	MJ	141,064.0	131,753.0	- 9,311.0	- 7%
	新エネルギー	MJ	47,113.0	42,547.0	- 4,566.0	- 10%
水資源投入量	上水	m ²	2,057.0	3,405.0	1,348.0	66%
【温室効果ガス排出量】	【二酸化炭素】	kg-CO ₂	463,003.0	549,480.9	86,477.0	19%
【廃棄物等総排出量】	再使用	t	0.0	0.0	0.0	0%
	再生利用	t	2.6	3.3	0.7	28%
	熱回収	t	0.0	0.0	0.0	0%
	単純焼却	t	0.9	1.2	0.3	35%
【廃棄物最終処分量】	最終処分量	t	1.2	1.3	0.1	6%
【総排水量】	公共用水域	m ³	0.0	0.0	0.0	0%
	下水道	m ³	2,057.0	3,405.0	1,348.0	66%
	BOD	g	156,776.0	214,826.0	58,050.0	37%
グリーン購入の実績	全調達量に占める割合	%	99.9	99.9	0.0	0%
化学物質保有量	消防法危険物（固体）	kg	3.1	22.3	19.2	619%
	消防法危険物（液体）	L	748.5	443.2	- 305.3	- 41%
	毒・劇物（固体）	kg	261.1	164.5	- 96.6	- 37%
	毒・劇物（液体）	L	192.1	150.0	- 42.1	- 22%

車によるガソリンの使用量である。また、新エネルギーとして、10kWの太陽光発電装置を設置している。平成19年度実績で年間約13,087kWh、1日平均36kWhを発電した。これは一般家庭で消費する電力(14kWh)の2～3軒分に相当する。太陽光により発電された電力は当センターへ供給されている。当センターの消費電力量は年間817,662kWhにのぼり、太陽光発電が占める割合は、1.5%であった。商用電力の経月変化をみると、夏季の冷房時と、冬季の暖房時にピークがあることがわかった。

平成20年度の環境負荷量を、平成19年度と比較すると、化石燃料の使用量(公用車のガソリン)が7%削減されたものの他の項目では、軒並み負荷量が増加した。太陽光発電装置の発電量は平成20年度は、19年度に比較し日射量が減少した分減少した。

環境負荷が増えた要因として、平成20年度は、移転2年目となり各種測定装置などの運転が本格化したことも要因として挙げられる。月別の電気使用量などの分析結果は10節に示す。次に、環境への取組の自己チェックとして、平成20年9月に、臨時職員を含む全職員を対象にアンケート調査を行った。アンケート調査は表2にあげる7つの観点から全56項目についての各人の取組の現状を5段階で自己評価してもらった。全員の平均値を集計した結果、図1のように、すべての分類で4を下回った。「交通に伴う環境負荷の低減」の平均値が最も低く、「省資源(用紙類の使用量削減)」、「節水、水の効率的利用」がそれに次いでおり、これらの項目が、当センターにおいて取組の強化が必要なものと思われた。

なお、平成21年12月に同様のアンケートを実施したところ、図2に示すように、前年度実施分に比べすべての分類で平均値が高い値を示し、「省エネルギー」、「節水、水の効率的利用」、「化学物質対策」、「廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理」の4分類では4以上の平均値を示した。エコアクション21への取組により、職員の環境意識が向上したことが伺われた。

表2 環境への取組の自己チェック項目

1. エコオフィス活動	項目数
(1) 省エネルギー	13項目
(2) 省資源(用紙類の使用量削減)	14項目
(3) 節水、水の効率的利用	1項目
(4) 化学物質対策	5項目
(5) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理	7項目
(6) 交通に伴う環境負荷の低減	8項目
2. グリーン購入の推進	8項目

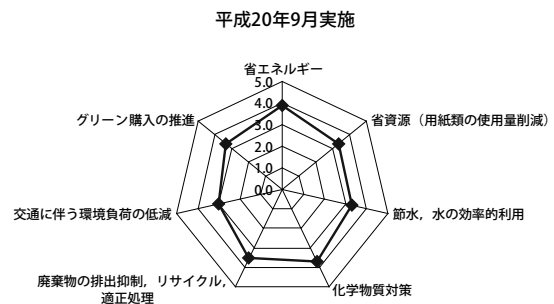


図1 環境への取組の自己チェック結果

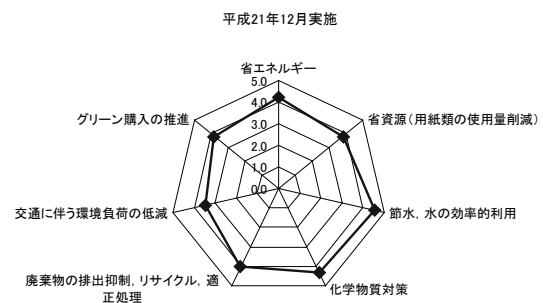


図2 環境への取組自己チェック結果

3 関連法規の取りまとめ

表3に示す当センターが規制・届出等の対象となる法律・条例等について、遵法状況を確認した。

4 環境目標及び環境活動計画

環境方針①～④に基づき、表4のとおり環境目標を定めた。

環境方針①～③については、業務の一環として所長以下職務として実施している。

環境方針④自らの活動に係る環境負荷削減にかかる活動計画は以下のとおりとした。

長崎県は長崎県エコオフィス活動実施要領のなかで、日常点検として、毎昼休みと時間外、最終退庁時に廃棄物の適正処理と消灯など不要な電気に関する

表3 当センターが規制・届出等の対象となる法律・条例等

<p>循環関係法律・条例等</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）</p> <p>特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）</p> <p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）</p>
<p>公害対策関係法律・条例等</p> <p>水質汚濁防止法 騒音規制法</p> <p>振動規制法 悪臭防止法</p>
<p>化学物質・危険物関係法律・条例等</p> <p>毒物及び劇物取締法</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p>
<p>地球温暖化対策に関する法律・条例等</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策法）</p> <p>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例</p>
<p>その他</p> <p>消防法 県央地域広域市町村圏組合火災予防条例</p> <p>下水道法</p> <p>放射性同位体元素等による放射線障害の予防に関する法律</p> <p>高圧ガス保安法</p>

る点検を行っている。当センターでは、今回の取り組みとして環境負荷を点検するなかで、冷暖房による消費電力による環境負荷が大きいことが判明した。これを踏まえ、長崎県エコオフィスプランの点検項目に、冷暖房の設定温度のチェックを追加した。昼休みの点検は各課・科で当番制とし、全員が環境への意識を持つよう配慮した。

表4 当センターの環境目標

<p>「地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組」</p> <p>1. 環境方針①運営計画に定めた目標を目指した研究及び試験検査の実施</p> <p>長崎県の各部署局長と地方機関長等は、平成16年度以来毎年「職務目標」を作成し、知事に提出しています。</p>

この「職務目標」は、県民の皆様に、県が取り組む施策をわかりやすく説明するとともに、県の職員に対し、今年度、重点を置いて取り組む事業をできるだけ数値目標を示しながら具体的に確認させ、責任感を持って職務に取り組むよう促すことが大きな目的です。

環境方針①の目標設定にあたっては、平成20年度職務目標のうち、研究、試験検査にかかる下記の項目を目標としました。

- ・地域課題の解決に向けた総研究件数16件（うち9課題が環境関連の研究）
- ・研究成果の反映と技術普及の推進各種学会等における研究成果報告会・発表会を20回以上
- ・当センター主体の研究・業務に関する報道機関等への発表・情報提供を20回以上

2. 環境方針②運営計画に基づいた情報の収集、発信と環境教育の充実

平成20年度職務目標のうち、開かれた環境保健研究センター推進事業として実施している情報の収集、発信と環境教育等にかかる項目を目標としました。

- ・公式ホームページの年間のアクセス数15,000件
- ・環境保健豆博士100人養成大学において新たに25名の豆博士の誕生育成
- ・教育・研修業務に対し年間5,000名の参加者

「自らの環境負荷を削減させるための取組」

3. 環境方針③自らの活動についての環境関連法規等の遵守と継続的改善及び環境汚染の予防

新築された環境保健研究センターが遵守すべき環境関連法規等について精査することを目標としました。

4. 環境方針④自らの活動に係る環境負荷削減

県庁エコオフィスプラン（第二次長崎県温暖化対策実行計画）に定める環境目標（コピー用紙使用量、グリーン購入等）に加え、エコアクション21が要求する項目である排水量について、目標を定めました。

目標値の設定にあたっては、エコアクション21が要求する環境への負荷の自己チェックと環境への取組自己チェックを実施し、平成19年度の当センターの環境負荷を元に、1年後、2年後の目標値を定めました。

	長期目標 平成17～21年度	1年あたりの目標	EA21 認証取得 のための目標*
温室効果ガス排出量	8%削減	1.6%削減	0.4%削減
コピー用紙排出量	20%削減	4%削減	1.0%削減
排水量（上水使用量）	6%削減	1.2%削減	0.3%削減

*3ヶ月間（9-11月）の前年同期間比

II 実施・運用

5 実施体制の構築と責任体制

環境活動の実施体制と責任体制については図3のとおり構築した。

6 教育・訓練の実施

平成20年度中にエコアクション21の認証・登録を受けるため、平成19年9～11月の間、環境負荷削減のための取り組みを行い、前年度9～11月の環境負荷の実績と比較した削減目標達成を目指した。取り組みにあたり、組織の環境方針の理解、自らの役割や取り組みを理解のため、全職員を対象とした研修会を次のように実施した。

期日 平成20年10月1日

場所 環境保健研究センター

講師 朝永 憲法氏

(エコアクション21審査人 佐世保市在住)

内容

- ・環境マネジメントシステムについて
- ・環境保健研究センターの環境方針等について

緊急時の訓練については、消防訓練とあわせ次のように実施した。

期日 平成21年2月27日

場所 環境保健研究センター

指導 大村市消防署

内容

- ・緊急時訓練
- ・庁内点検

平成21年度は、6月29日に下記の内容で所内説明会を実施した。

- ・県庁新環境マネジメントシステム（県庁エコオフィスプラン）について
- ・エコアクション21について
- ・高圧ガス保安法に基づくガス漏洩事故防止及び管理マニュアルについて

緊急時の訓練については、平成22年3月1日に平成20年度と同様に実施した。

所内で環境マネジメントを担当する職員としての資質を身につけるため、平成19年度、1名が環境プランナー*基礎コースを受講、平成20年度は1名が、基礎コースを受講した。また、平成21年度は1名が環境プランナー基礎コース及びER(専門)コースを受講している。

*環境プランニング学会認定の民間資格 専門コースである環境プランナーERを受講後、その資格を取得すると、エコアクション21審査人の二つの受験資格のうちの一つを満たす。

7 環境コミュニケーション

所内外へのコミュニケーションについては次のように実施した。

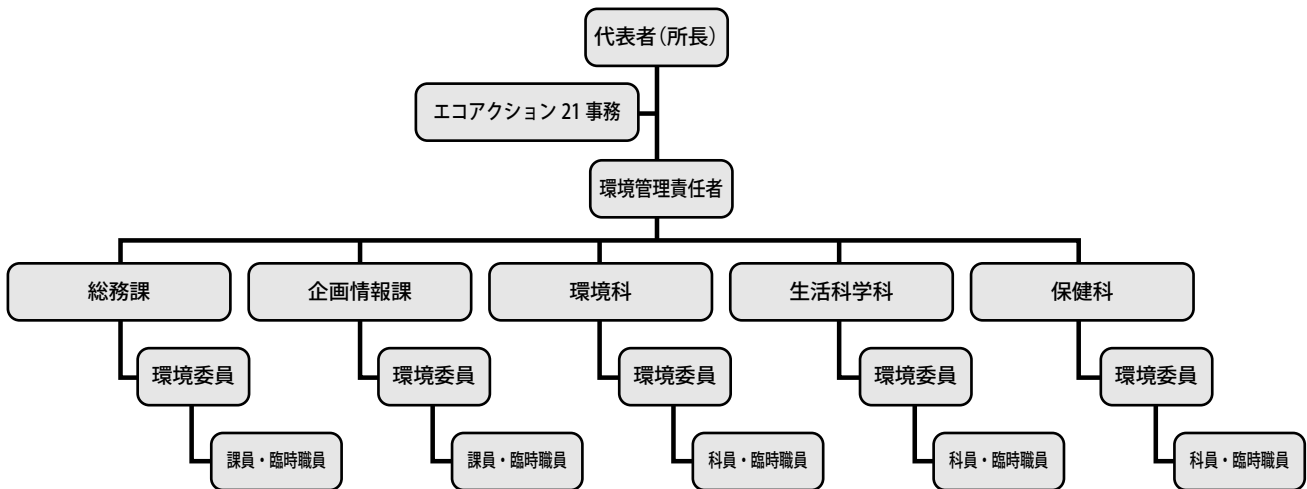


図3 環境活動の実施体制と責任体制

7. 1 所内への情報の周知, 伝達

1) 環境方針並びに環境目標, 環境活動計画の周知

環境方針並びに環境目標, 環境活動計画は, 各課・科にファイルし, 全職員に周知した。

2) 職員からの提案への対応

環境管理責任者は, 環境経営システムに関する提案, 意見, 苦情等を, 職員から随時受け付け, 環境経営システムの改善に資すると認められたものを環境委員会で検討の上, 代表者(所長)に報告することとした。

7. 2 所外への情報の周知, 伝達及び公開

1) 環境方針及び環境活動レポートの公開

環境方針及び環境活動レポートは, 当センター交流ゾーンに公開するほか, 公式ホームページ上で公開した。

2) 所外からの苦情等の処理

所外の利害関係者からの苦情, 意見, 問い合わせ等があったときは, 速やかに対応するとともに, その内容等を記録することとした。平成20年度は苦情, 意見, 問合せはなかった。

8 実施及び運用

平成20年度は同年度内にエコアクション21の認証・登録を受けるため, 平成19年9～11月の間, 環境負荷削減のための取り組みを行い, 前年度9～11月の環境負荷の実績と比較した削減目標達成を目指した。

平成21年度は2月の中間審査を目途に環境活動のまとめを行った。

9 環境上の緊急事態への準備及び対応

消防法に基づき自衛消防隊網や防火管理マニュアルを整備するほか, 盗難・ガス漏れ・停電等, 異常が発生した場合の緊急連絡網を整備した。

地震・風水害の場合は長崎県危機管理対応指針に従い, 第一配備から第三配備まで緊急レベルに応じた対応表を作成している。

III 取組状況の確認・評価

10 取組状況の確認及び問題の是正

環境方針①, ②については, 概ね達成され, 特に問題点はなかった。

環境方針③自らの活動についての環境関連法規等の遵守と, 環境方針④自らの活動に係る環境負荷削減については問題点が見出されたため, 次のとおり是正処置を行った。

10. 1 環境法関係法規等の遵守の確認

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律への対応

特別管理産業廃棄物や廃棄物処理に係る情報が分散していたが, 特別管理産業廃棄物管理責任者である研究部長のもとに情報を集約し, より適切な管理に務めることとした。

2) 消防法にかかる危険物の管理

危険物の管理の情報が分散していたが, 今後所内の体制を見直し, 計画的な対応を図ることとした。

3) 高圧ガス保安法にかかる技術的指針の遵守

昨年度策定された「高圧ガス保安法に基づくガス漏洩事故防止及び管理マニュアル」の運用が徹底していなかったが, 今後所内の体制を見直し, 計画的な対応を図ることとした。

10. 2 自らの環境負荷を削減させるための取組

1) 温室効果ガス排出量

平成20年9～11月の3ヶ月間の排出量を前年度同期間と比べ0.4%削減しようとする目標を達成できなかった。そのため, 次の事項に取り組むこととした。

- ・環境活動にかかる役割を再認識し周知徹底する。
- ・確実に当番制を実施する。
- ・日常点検様式に職名や, 役割分担を具体的に記入し毎日と毎月の活動内容と役割分担を明確にする。

平成19年度の温室効果ガス排出量は463,003kg-CO₂であったのに対し, 平成20年度の温室効果ガス排出量は549,481kg-CO₂と, 86,478kg-CO₂, 19%の増加となり, 1年あたりの目標を達成できなかった。大半の温室効果ガスの要因となっているのは購入電力で, 平成19年度の電気料金は13,243,582円だったが, 平成20年度は, 14,744,112円と, 約

150万円の増加となった。

平成19年4月から、平成21年12月までの使用量を月別に図4に示した。平成19年度と20年度で気温に大きな変化はなかったが、春から8月にかけて、平成19年度に比べ平成20年度の使用電力量が大きく増加した。移転2年目となり、各種測定装置などの運転が本格化したことも要因として挙げられるが、春から夏にかけての増加カーブを描くことから、冷房による電力消費の寄与が少なくないと思われる。一方、今回エコアクション21認証取得へ向けて、環境活動を開始した9月からは、昨年並の電力使用量に落ち着いており、環境活動へ取り組んだことの効果もうかがわれる。

更に、平成21年7月30日に、総務課職員の提案により使用電力の監視装置（九州保安協会 ECOねっとシステム）を導入した。このシステムにより、予め設定した使用電力量に達すると警報を鳴動させ、全館放送で冷房設定温度を上げるなど、消費電力の節減を呼びかけた。その効果あって、平成21年度は平成19年度並の消費電力となった。

2) コピー用紙使用量

平成20年9～11月の3ヶ月間の使用量を前年度同期間と比べ1.0%削減しようとする目標を達成できなかった。所内会議において環境活動計画に示す用紙削減策についての再確認をお願いした。

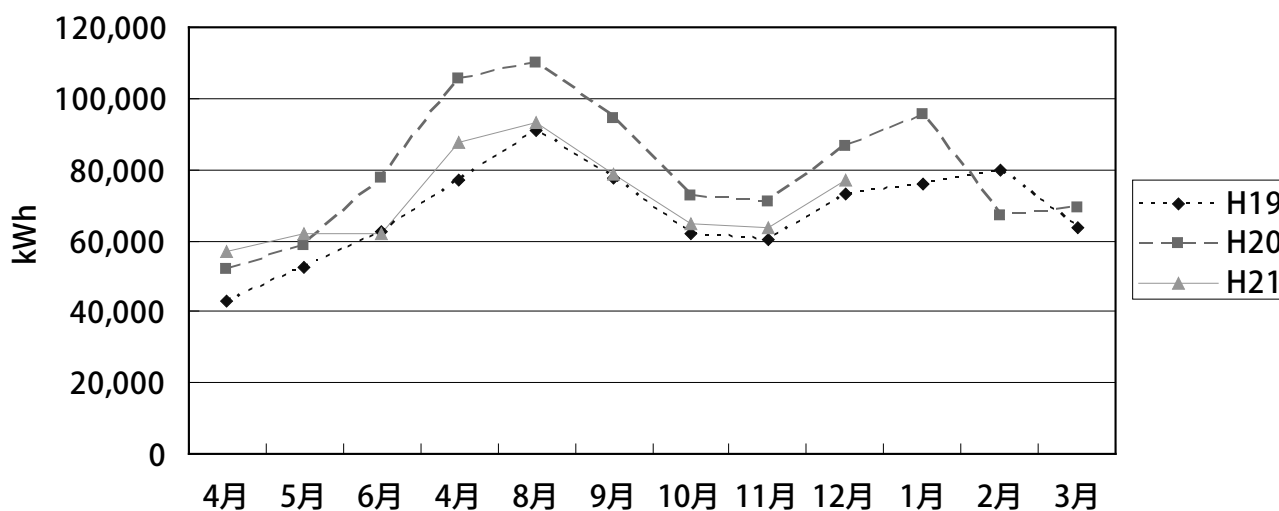


図4 平成19年4月から平成21年12月までの環境保健研究センターにおける電気使用量

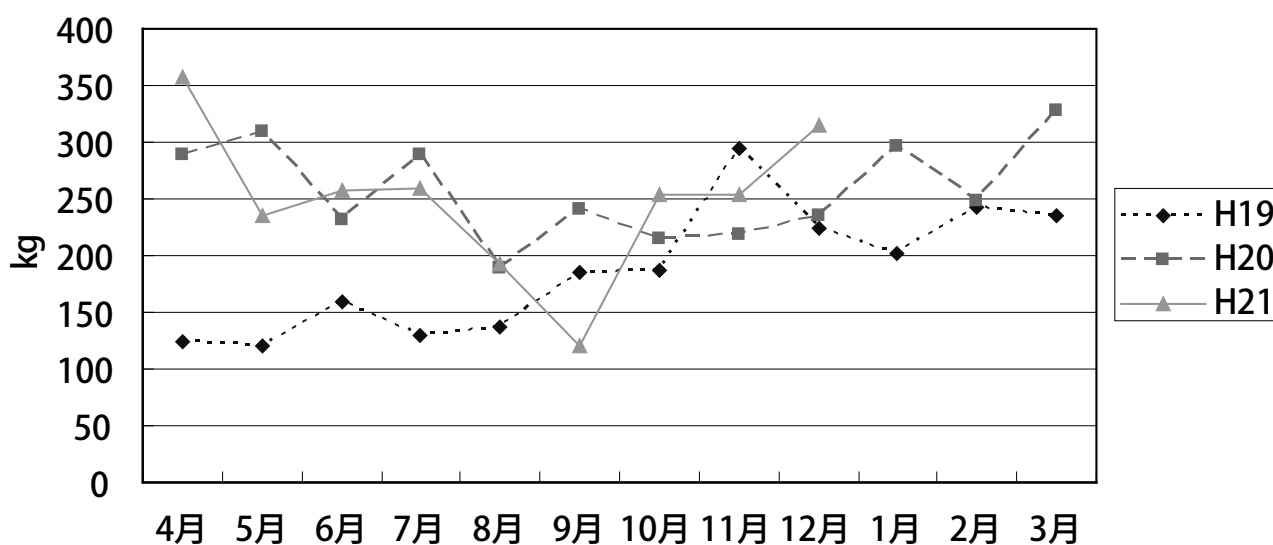


図5 平成19年4月から平成21年12月までの環境保健研究センターにおける紙類排出量

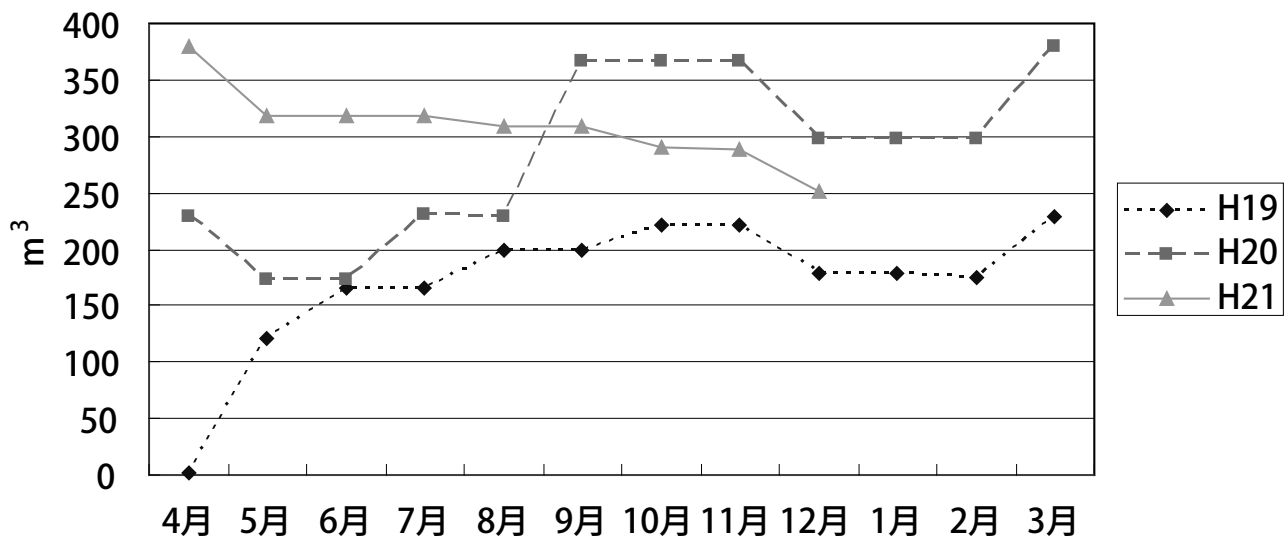


図6 平成19年4月から平成21年12月までの環境保健研究センターにおける排水量(上水使用量)

平成19年度のコピー用紙使用(購入)量は259,000枚だったが、平成20年度は286,500枚と、27,500枚11%の増加となり、1年あたりの目標を達成できなかった。

コピー用紙は数ヶ月ごとにまとめ買いしているため、月ごとに集計している紙類の排出量をみると(図5)、年次報告や、人事異動と関連して、3~4月が多い傾向にあった。

平成21年度は、8月から9月にかけて減少傾向を示している。6月29日に環境マネジメントに関する所内説明会を開催した際、環境管理責任者の提案によりゴミ箱を課・科ごとに原則1個とすることが提案され、安易に紙ごみとせず、裏紙活用などが実行されていることとの関連が伺われた。10月以降、増加傾向を示しているが、原因のひとつとして11月に開催した一般公開の準備等の影響が考えられる。なお、当センターでは、紙ごみの約8割を資源ごみとし、残りを焼却ごみとして排出している。

3) 排水量(上水使用量)

平成20年9~11月の3ヶ月間の排水量を前年度同期間と比べ0.3%削減しようとする目標を立てたが、平成20年9月の排水量は366m³と166m³、83.0%の増加となり、目標を達成できなかった。当センターでは特に3階での水の出が悪かったため、平成20年8月8日に上水道の圧力を3kg/m³から

4.5kg/m³に加圧する工事を行ったが排水量の増加には、この影響があったものと思われる。今後排水量削減のため、節水こまの導入など対応策を検討することとした。

平成19年度の排水量は2,057m³だったが、平成20年度の排水量は3,405m³と、1,348m³、66%の増加となり、1年あたりの目標を達成できなかった。

平成21年度は、新型インフルエンザが猛威をふるった。当センターは、県内で唯一行政機関として新型インフルエンザの遺伝子検査を行っている。平成21年8月までは3カ年で最も多い排出量となった、原因のひとつとして、5月以降の新型インフルエンザの検査対応も考えられた。事態が落ち着いた9月以降は20年度を下回っている。

排水量については、認証登録時の指摘事項ともなっており、今後対応を予定している。

例年、3~4月に排水量が極大値を示す傾向がある。公的機関の特徴として、年度内に報告等をまとめる必要がある。報告終了後、検体保存容器を洗浄することなどが、3~4月に排水量が極大値を示すひとつの原因と考えられた。

4) グリーン購入(文具)

平成19年9~11月の文具のグリーン購入率は81%、平成20年9~11月のグリーン購入率は57%

で目標を達成できなかった。所内会議において環境活動計画に示すグリーン購入についての目標の再確認をお願いした。

平成 19 年度の文具のグリーン購入率は 87.1%，平成 20 年度のグリーン購入率は 71.5% で 1 年あたりの目標を達成できなかった。平成 20 年度のグリーン購入法対象以外の購入品目は、マーキングペン、クリップケース、ハサミ、固形・テープ式のり、ファイル・バイнда、ファイリング用品、事務用封筒（紙製）などであった。いずれも、試験、研究等、業務の必要上特殊な規格の商品を購入したものである。

11 環境関連文書及び記録の作成・整理

エコアクション 21 の取り組みを実施するのに必要な文書を作成し、整理した。

11.1 環境活動レポート

エコアクション 21 認証・登録のための取り組みをまとめたものである。当センター交流ゾーンに公開するほか、公式ホームページ²⁾で公開した。内容は次のとおり。

- ①環境保健研究センターについて
- ②環境保健研究センター 3 つの基本方針と運営計画について
- ③エコアクション 21 環境方針
- ④長崎県庁の環境マネジメントへの取組のなかでの位置づけ
- ⑤環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価
- ⑥環境目標とその実績
- ⑦主要な活動計画の内容
- ⑧教育、訓練への取組
- ⑨環境活動の取組結果の評価（問題点の是正処置及び予防措置の結果）
- ⑩環境関連法規への違反、訴訟等の有無
- ⑪具体的な活動の紹介

11.2 エコアクション 21 の取組に必要な記録

エコアクション 21 認証・登録のための取り組みにあたり必要な記録をまとめたもので、内容は次のとおり。

- ①「環境への負荷の自己チェック」の結果

- ②「環境への取組の自己チェック」の結果
- ③環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ④外部からの苦情等の受付結果
- ⑤教育・訓練の記録
- ⑥環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況及びその評価結果
- ⑦問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ⑧代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

11.3 環境関連文書集

環境マネジメントの運用上、重要な文書をまとめたもので、内容は次のとおり。

- ・環境方針
- ・環境目標
- ・環境活動計画
- ・環境関連法規の取りまとめ
- ・実施体制
- ・緊急事態の想定結果及びその対応策

11.4 エコアクション 21 運用マニュアル

今後の運用のため、12 の要求事項への取り組み方法についてマニュアル化したもので、内容は次のとおり。

I 計画

- 1 環境方針の作成
- 2 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価
 - 2.1 初期環境レビュー
 - 2.2 年度毎レビュー
- 3 関連法規の取りまとめ
 - 3.1 法規及びその法令等の遵守すべき内容
 - 3.2 最新版の管理
- 4 環境目標及び環境活動計画

II 実施・運用

- 5 実施体制の構築と責任体制
- 6 教育・訓練の実施
- 7 環境コミュニケーション
 - 7.1 所内の情報の周知及び伝達
 - 7.2 所外への情報の周知、伝達及び公開
- 8 実施及び運用
- 9 環境上の緊急事態への準備及び対応

- 9. 1 現状の想定と対策
- 9. 2 今後整備したい事項
- III 取組状況の確認・評価
- 10 取組状況の確認及び問題の是正
 - 10-1. 取組状況の確認
 - 10-2. 問題点の是正
- 11 環境関連文書及び記録の作成・整理
- IV 全体の評価と見直し
- 12 代表者（所長）による全体の評価と見直し

IV 全体の評価と見直し

12 代表者（所長）による全体の評価と見直し

環境管理責任者は代表者に対し、環境方針の策定から文書の整理まで一連の取り組みについて、平成20年12月24日、所内会議で報告した。それを受けて、代表者は次のように評価と見直しを表明した。

「当センターは、本年度はじめて環境マネジメントであるエコアクション21に取り組んだ。

自らの環境負荷について客観的に評価、見直しできる、すぐれた仕組みであると認識している。今年度は、残念ながら自らの環境負荷に関する目標は達成できなかったが、今後の職員の意識の変化と積極的な活動への取り組みを期待したい。

今後も全職員が環境方針及び環境関連法規及びその他の要求事項を遵守するように心がけてほしい。

平成21年1月13日 所長 仁位 敏明」

審査と登録

以上エコアクション21に定める12の要求項目への取り組みを終えたため平成21年1月19日付でエコアクション21地域事務局ながさき³⁾あて認証・登録の申し込みを行った。

以下登録までの手続きは次のとおり。

- 1月24、25日 高山 能博審査人（諫早市在住）による現地審査
審査費用5万円×3人日+交通費
- 2月9日 地域事務局ながさきによる判定会議
- 2月25日 財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター（中央事務局）による判

定会議

- 2月26日 中央事務局から「適合」通知と認証・登録料の請求
- 3月11日 認証・登録料支払い
2年分10万円+消費税
(従業員数11人以上300人以下)
- 3月13日 認証・登録証 受領
認証登録番号 0003385

認証・登録により、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターによるエコアクション21ホームページに当センター環境活動レポートが掲載され、エコアクション21ロゴマーク（図7）の使用が許可された。



エコアクション21

認証・登録番号 0003385

図7 エコアクション21ロゴマーク

*正式にはマークの部分は緑色で標記されていますが、本誌がカラー印刷対応していませんので、モノクロ表示になっております。

まとめ

当センターのエコアクション21の認証・登録は長崎県で22番目、公共機関としては初めてとなった。なお、九州全体では市の機関が2施設登録を果たしたのみである。これを契機として、長崎県をはじめ九州各県においても公的機関の認証・登録が拡大することが期待されている。

今後、1年ごとに中間審査又は更新審査を受けることとなるがいずれも費用は5万円×1～2人日である。

中間審査は認証・登録から1年以内に行うことになっており、当センターでは平成22年2月16日に現地審査を受けた。このなかで、各種届出書類や、薬品の保管状況などといった法律の遵守状況、及び環境方針や職員の取り組み状況について面接による確認を受けた。

中間審査に先立ち、平成21年度までの取り組みに

ついて、環境活動レポートを資料として所内説明会を開催した。センターにおける環境負荷や取り組みについて内部へフィードバックすると同時に外部へも公開するため、職員は常に環境への配慮を意識することとなる。

今後、県内中小企業、公共団体等に普及すれば、温暖化ガスの削減をはじめ、環境負荷の削減が確実に図れることが期待できる。

エコアクション21の普及に関しては、一義的には地域事務局の業務であるが、地方自治体が普及セミナーの開催にあたって、共催、後援をおこなっているケースも少なくない。

さらに、税制上の優遇措置や、入札制度における加算など、エコアクション21の認証・登録を果たした事業者への優遇措置も次々に打ち出されている。

自治体単位でエコアクション21の認証・登録に取り組むという自治体イニシアティブに取り組む自治体も年々増加している。

さらに、日本政策金融公庫による「環境・エネルギー対策資金」などエコアクション21の認証・登録を果

たした事業者を対象とした金融商品も続々と出されている。

政府が温室効果ガスの25%削減との目標を打ち出す中、政策的、経済的手段としてエコアクション21が活用され、自主的な環境負荷削減へむかっただけの動きが確実に加速している。

このようなことから、当センターにおいても、公的機関として認証・登録をおこなった一事業所として、表5に示すように、機会をとらえてエコアクション21の普及に努めてきた。今後も機会を捉えて普及・啓発に施曲的に努めていきたい。

参考情報

- 1) 財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター公式ホームページ <http://www.ea21.jp/>
- 2) 長崎県環境保健研究センター公式ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/kanhoken>
- 3) エコアクション21地域事務局ながさき公式ホームページ <http://www.ea21-nagasaki.org/>

表5 エコアクション21に関する普及・啓発活動

時 期	内 容
平成21年3月	登録証受領式 記者発表
平成21年3月	公式名刺へのロゴ印刷
平成21年4月～5月	長崎県産業支援制度普及説明会において、チラシ配布 県下 8箇所+商工会議所 計740部
平成21年6月	読売新聞(長崎県下約7万部発行) エコアクション21 全面特集 に広告掲載
平成21年7月	保健所・市町担当者、教職員等を対象とした学習教材活用説明会案内文書にチラシ同封 計約600部
平成21年8月	ゴミゼロながさき取組事例発表会において事例発表(紙上)とチラシ配布約100部
平成21年10月	九州衛生環境技術協議会において事例発表
平成21年10月	長崎県環境保健研究センター 所報に報文を掲載
平成21年11月	環境保健研究センター一般公開においてチラシ配布
平成21年11月	第3回 企業紹介展「SASEBO ワクワク WORK09」にてチラシ配布 80部
平成22年1月	長崎県研究成果発表会においてチラシ配布 80部
平成22年2月	環境保健研究センター研究発表会においてチラシ配布 80部 エコアクション21への取り組みについて発表
平成22年2月	長崎県内23市町を対象に、エコアクション21地域事務局2者と連名において、エコアクション21に関するアンケート調査実施(取組みの現況、セミナー参加の意向)
平成22年3月	財団法人九州環境管理協会発行「環境管理第39号」へエコアクション21への取り組みについて執筆